

指名事業者 様

本市発注建設工事において下請を行う場合の市内業者の優先選定等に係る
特記仕様書について

- 1 特記仕様書で定める下請を行う場合の市内業者の優先選定の規定の趣旨は、美馬市が受注者の自由な協力を要請するものであり、受注者が美馬市の要請に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。
- 2 特記仕様書で定める下請を行う場合の市内業者の優先選定の規定における市外業者と下請契約を締結する場合の理由書提出の規定の趣旨は、美馬市において今後の調査等を目的としていることから、美馬市が受注者に対して、理由書に記載された内容について説明を要求し、又は理由書に記載された内容に基づいて不利益を課すものではありません。
- 3 特記仕様書で定める地元建設資材の優先使用の規定の趣旨は、美馬市が受注者の自由な協力を要請するものであり、受注者が美馬市の要請に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

美馬市